

令和7年10月6日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（１）

関東地方整備局は、小池建設株式会社（長野県飯田市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
小池建設株式会社	長野県飯田市下久堅下虎岩 3 0 8 9 - 2

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 1 0 月 6 日から令和 7 年 1 1 月 5 日まで（1 カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、長野県飯田市内の「飯田市維持修繕工事」において、令和 5 年 7 月 1 0 日に発生した休業 4 日以上 の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の飯田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。

この件について、当該業者及び同社元代表取締役は、労働安全衛生法違反により、令和 7 年 4 月 2 3 日に飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の元代表取締役が労働安全衛生法違反により、罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 1 5 号>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内